

【特例措置を受けるために必要な書類一覧】

特例措置の種類	自動車持出困難区域又は警戒区域内にある自動車に係る自動車税の納税義務の消滅について				自動車持出困難区域又は警戒区域内にある自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車取得税・自動車税の非課税（又は納税義務の免除）について					
	必要書類					普通自動車	軽自動車			
ケース	地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書（別紙1）	運輸支局等の登録事項等証明書（原本） 1	引取業者の発行する引取証明書（被けん引車5の場合は、解体業者の発行する解体証明書）	持ち出した日を証する書類又は持ち出した日を記載した申立書（別紙6）	自動車取得税非課税申請書（自動車取得税・自動車税に係る納税義務の免除に関する申請書）（別紙3）	運輸支局等の登録事項等証明書（原本） 1 もしくは地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書 2	軽自動車検査協会の検査記録事項等証明書（原本） 3 もしくは地方税法附則第57条第13項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書 4	引取業者の発行する引取証明書（被けん引車5の場合は、解体業者の発行する解体証明書）	持ち出した日を証する書類又は持ち出した日を記載した申立書（別紙6）	代替自動車の取得者が相続人の場合・・・戸籍謄本 7 代替自動車の取得者が合併法人、分割承継法人の場合・・・法人に係る登記事項証明書 8
自動車持出困難区域又は警戒区域内にある自動車を用途廃止した場合							6			
自動車持出困難区域又は警戒区域解除前に警戒区域外に持ち出し、その後2カ月以内に用途廃止した場合							6			
自動車持出困難区域又は警戒区域解除前に警戒区域外に持ち出し、その後2カ月以内に引取業者に引き渡した場合（被けん引車（5）の場合は持ち出し後9カ月以内に解体した場合）										
自動車持出困難区域又は警戒区域解除後2カ月以内に用途廃止した場合							6			
自動車持出困難区域又は警戒区域解除後2カ月以内に引取業者に引き渡した場合（被けん引車（5）の場合は警戒区域解除後9カ月以内に解体した場合）										

- 1 運輸支局等の登録事項等証明書・・・被災車両として永久抹消登録等がされたことが記載されたもの
- 2 地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書・・・定置場所在の都道府県が交付したもの
- 3 軽自動車検査協会の検査記録事項等証明書・・・被災車両として軽自動車検査ファイルに記録されたことが記載されたもの
- 4 地方税法附則第57条第13項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書・・・定置場所在の市町村が交付したもの
- 5 被けん引車とは・・・タンクローリー車、キャンピングカー、ボートトレーラー等によりけん引される自動車
- 6 用途を廃止した日が記載されているもの（いわゆる「詳細証明」）を添付
- 7 戸籍謄本・・・代替自動車の所有者等が被災自動車の所有者等の相続人であることがわかるもの
- 8 法人に係る登記事項証明書・・・消滅法人と合併法人、分割承継法人の関係がわかるもの